

北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業

事業者選定基準

北広島町

令和8年6月30日

1 総則

(1) 事業者選定基準の位置付け

本書は、北広島町（以下「町」という。）が実施する北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に当たり、提案の審査方法及び選定基準等を定めるものであり、北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び「北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業 要求水準書」（以下「要求水準」という。）と一体のものとする。

(2) 審査方法の概要

町は、近年の猛暑による、体育授業等における熱中症リスクの低減を図り、児童・生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、一般開放等において施設を利用する者に望ましい活動環境の整備や、大規模災害時における避難所機能の強化を目的として、空調設備を整備する。

限られた期間内に確実に整備を完了させるため、空調設備の性能、価格のみならず、施工体制、技術力、実績、施工管理体制及び提案内容等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定する。

事業者の選定は、競争性を確保し多様な提案を取り入れるため、公募型プロポーザル方式により行う。

(3) その他

ア 町は応募者が故意に選定委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 町は事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又はいずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合はその旨を速やかに公表する。

2 選定方法・体制

(1) 選定方法

事業者から提出された企画提案書類等について、本選定基準に基づき、実施体制、工程管理の方策、価格等に加え、創意工夫や柔軟な発想による具体的な提案内容を総合的に評価し、総合評価点が最も高い事業者を選定事業者とする。

(2) 選定体制

町は、公募型プロポーザル方式により最も適した事業者を、中立かつ公正に選定するため、北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業プロポーザル候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(3) 選定手順

本選定は、参加資格を審査する「資格審査」と、資格審査通過者の提案内容を審査する「提案審査」で実施する。

(4) その他

- ア 事務局は、北広島町教育委員会教育課に置く。
- イ 町職員で構成する5人の審査委員による選考委員会を設置する。
- ウ 選定結果は書面で通知し、異議は受け付けない。
- エ その他必要な事項は、委員長が委員に諮り決定する。

3 審査の項目・基準・配点

(1) 資格審査

書類審査により、実施要領に定める参加資格要件を確認し、本事業への参加可否を判断し、参加資格要件を満たさない場合は失格（参加資格がない）とする。

なお、提出書類に疑義がある場合は、内容確認や追加資料の提出を求めることがある。

ア 提案価格の確認

提案価格が、実施要領に定める提案上限額を超えていないことを確認する。上限額を超える場合は失格とする。

イ 基礎審査

- a 提案価格書及び企画提案書類が、要求水準を満たしているかを確認する。
- b 提案内容に、要求水準を満たす旨の誓約及び具体的な対応方策を明確に記載されているかを確認する。
- c 企画提案書類に記載されている内容が要求水準を充足すると判断できる場合に、基礎審査を通過したものとする。
- d 上記の確認にあたり、内容に疑義がある場合には、応募者に対して事務局から内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 提案審査

応募者から提出された提案価格書及び企画提案書を審査する。審査に当たり、選考委員会においてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの内容や企画提案書等提出されたすべての書類を審査し評価することにより優先契約権者が決定されることから、受注者はその実現に契約上の拘束力を有するものとする。

ア 加点審査

基礎審査を通過した応募者の提案内容を評価し、次に示す基準に基づいて点数化し、「加点審査点」とする。配点は50点を満点とし、「【別表1】審査項目及び配点等」に基づき評価する。また、審査項目に対する評価基準及び評価点数は「【別表2】評価基準」のとおりとする。なお、加点審査点の合計が、出席した委員の配点合計の6割に満たない場合は、失格とする。

イ 提案価格の定量化方法

応募者が提示する提案価格を、次の算式により「提案価格点」として算出する。

価格点 = (最低提案価格 / 当該提案価格) × 50 (価格は税抜、小数第2位を四捨五入)

ウ 優秀提案者及び次点提案者の選出

a 選考委員会は、提案内容の加点審査と提案価格に基づく総合評価点を、次の計算式により算出し、順位付けを行う。

b 総合評価点

(満点300点) = 加点審査点(満点50点) × 5名 + 提案価格点(満点50点)

c 選考委員会は、順位付けの結果に基づき優秀提案者及び次点提案者を決定し、町に報告する。総合評価点と同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、提案価格が同額の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

エ 優先契約権者及び次点者の決定

町は、選考委員会の報告に基づき、優先契約権者及び次点者を決定し通知する。

【別表1】 審査項目及び配点等

評価項目	評価視点	配点
(1) 事業推進に関する評価		
事業実施基本方針、実施体制	事業目的に沿い、役割分担が明確な基本方針となっているか。	5点
	町と効率的に連絡・調整する体制が明示されているか。	
	同種工事の実績が評価できるか。	
	基本方針及び実施体制に創意工夫があるか。	
(2) 実施計画に関する評価		
設計及び施工スケジュール	効率的な実施体制で、グループの場合、役割分担が明確か。	5点
	事業スケジュールと整合した実施体制となっているか。	
	各工程や調整期間を十分に考慮した、実現性の高いスケジュールか。	
	スケジュール遵守のための具体的かつ効果的な工夫があるか。	
(3) 安全 配慮 に関する評価		
学校現場に配慮した施工時の安全対策と学校運営への配慮	施工時における児童・生徒、教職員等の安全確保策が示されているか。	5点
	騒音・振動等による学校運営への影響に配慮した提案となっているか。	
	作業日・作業時間や停電等への配慮が示されているか。	
	近隣への影響対策及び苦情対応が適切に示されているか。	
	学校現場の特性を踏まえた工夫があるか。	
(4) 地域貢献に関する評価		
地域経済への貢献	事業実施において、町内事業者の参画が予定されているか。	5点
	町内事業者の活用や育成に配慮した体制となっているか。	
	町内企業の活用や資材調達など、地域経済への貢献について具体的な提案が示されているか。	

(5) 設備計画に関する評価		
機器選定理由	機器選定理由が明確で、性能・機能に優れた提案となっているか。	5点
	快適な室内環境を確保するための具体的な工夫があるか。	
	リモコン等の操作性向上に配慮した提案となっているか。	
	故障時の影響を最小限に抑える構成や配慮がなされているか。	
	その他、空調設備の性能・機能面で合理的かつ優れた提案があるか。	
(6) 整備計画に関する評価		
学校現場に配慮した整備計画	室内機の設置計画が、教育活動や学校開放に配慮されているか。	5点
	室外機の配置が、敷地利用や景観に配慮されているか。	
	室内機、室外機及び配管の設置に、安全・防音等の対策が講じられているか。	
	学校現場の特性を踏まえた工夫があるか。	
(7) 維持管理に関する評価		
維持管理に関する配慮	学校側の負担軽減に配慮した維持管理の提案があるか。	5点
	ライフサイクルコスト削減の工夫があるか。	
	町や学校が効率的に運転管理できる配慮があるか。	
	故障等の緊急時に迅速に対応できる体制が示されているか。	
	その他、維持管理に関する優れた提案があるか。	

(8) 環境配慮に関する評価		
環境負荷軽減への配慮 ※二酸化炭素排出削減への貢献	消費エネルギー量（電気使用料）の削減が、一般的に導入する機器と比較してどの程度の効果があるか、定量的に示されており、根拠が明確であるか。	5点
	消費エネルギー量の削減など、維持管理面での配慮があるか。	
	廃棄物削減やリサイクル材の活用に配慮しているか。	
	その他、環境負荷低減に関する優れた提案があるか。	
(9) 防災機能に関する評価		
災害時の避難所としての特徴	操作性・更新性に優れ、災害時にも迅速に使用できる設備となっているか。	5点
	避難所として安全な室内環境を確保できる提案となっているか。	
	その他、災害時の避難所機能強化に関する優れた提案があるか。	
(10) その他提案に関する評価		
その他の提案	本事業の目的を的確に踏まえた独自性のある提案があるか。	5点
	実現性及び具体性の高い提案となっているか。	
	将来的な拡張性や発展性に配慮した提案があるか。	
	町の負担軽減や効率化に関する提案があるか。	
	リスク低減に資する工夫がなされているか。	

【別表2】評価基準

評価基準	評価点数
極めて評価できる	5点
評価できる	4点
普通	3点
やや評価できない	1点
評価できない	0点